

「三軒茶屋駅周辺街づくり手法調査検討業務委託」に係るプロポーザル選定における質問及び回答表

番号	質問内容	回答
1	三軒茶屋二丁目全域の基礎調査に関し、土地利用・建物現況等の情報は、既往の都市計画基礎調査データ等をGIS形式で借用可能ですか。	令和3年度に実施した、土地利用現況調査のデータ(GIS形式)を提供可能です。 (https://www.city.setagaya.lg.jp/02008/3683.html)
2	道路の幅員等に関するGIS形式のデータは借用可能ですか。	区のHPで公開している「せたがやi-Map」の「道路関係情報」より閲覧できる道路現況平面図のデータ(GIS形式)を提供可能です。 (https://www.city.setagaya.lg.jp/01000/8486.html)
3	基礎調査において、既往データを活用した分析のほか、新たに現地調査等による情報収集を想定しているものはありますか。	本業務で想定している調査等は、実施要領兼説明書に記載以外の内容は特にはありませんが、地区整備方針(案)の作成に伴い必要と考える調査等があれば、ご提案いただくことは問題ありません。
4	実現に向けて調整が必要なステークホルダーやスケジュールを提案するにあたり、庁内関係部署・地元関係者・まちづくり団体・市街地再開発事業関係者等への周知・情報収集・意見交換(会議開催)を本業務で想定していますか。	本業務は実施要領兼説明書に記載の業務内容に基づき、対象区域の基礎調査や街づくりに向けた手法や制度の検討分析等を踏まえた地区整備方針(案)の作成を主な業務として考えております。現時点では、関係者へのヒアリングや会議の開催は想定しておりませんが、ご提案いただくことは問題ありません。
5	チラシ・ポスター等の作成・印刷・配布の想定有無、実施する場合の対象、数量、部数などの概数をご教示ください。	チラシ・ポスター等の作成や印刷、配布の予定はありません。
6	予定技術者の業務実績等の「類似業務」の定義をご教示ください。例として、都外市町村の市街地再開発事業の調査又は支援業務は該当しますか。	類似業務とは、都外区市で実施された同種業務と同じ内容の業務に加え、「その他、各種街づくりの手法・制度活用を前提とした計画策定に伴う業務」を指します。以上より、「都外市町村の市街地再開発事業の調査又は支援業務」は類似事業に該当します。
7	(同じく類似業務の範囲として)土地区画整理事業に関わる調査又は支援業務は該当しますか。	上記と同様に、「土地区画整理事業に関わる調査又は支援業務」は類似事業に該当します。
8	市街地開発事業を事業手法として想定する街区を含む駅周辺整備計画は、類似業務に該当しますか。	「市街地開発事業を事業手法として想定する街区を含む駅周辺整備計画」について、都内区市を対象とした業務であれば同種業務に該当します。都外区市を対象とした業務であれば類似業務に該当します。